

○国土交通省告示第四百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年五月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道220号改築工事（日南・志布志道路及び油津・夏井道路）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県日南市大字益安字鉾免、字松元及び字花ノ木地内
- 2 使用の部分 宮崎県日南市大字益安字鉾免、字松元及び字花ノ木地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道220号改築工事（日南・志布志道路及び油津・夏井道路）」（以下「本件事業」という。）は、宮崎県日南市大字東弁分字中村地内の日南東郷インターチェンジから同市南郷町中村字葛廻地内の南郷インターチェンジ（仮称）までの延長9.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道220号（以下「本路線」という。）は、宮崎県宮崎市を起点とし、鹿児島県霧島市に至る延長約188kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する日南市は、まぐろ類、かつお類等の水産業が盛んであり、これらの水産物は主に本路線を利用して陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、同市には鵜戸神宮や日南市飫肥地区等の多くの観光資源が存することから、本路線は、広域周遊観光ルートとしても利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する最小曲線半径を満たさない区間及び鋭角に交差する交差点が複数存在しており、当該線形不良箇所において、正面衝突事故などが多数発生している状況にある。また、現道は、令和4年に実施された道路防災点検により早急に対策を必要とする要対策箇所が5か所確認されているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である高速自動車国道東九州自動車道と接続することで九州東部の広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和4年11月等に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については法令により定められた基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置により法令により定められた基準等を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているタニヨウジ等、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホンドリノコウモリ、サシバ等、宮崎県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているフクロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種

が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているヤワラハチジョウシダ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、スズメハコベ、ゴマクサ等、準絶滅危惧として掲載されているミズネコノオ等、宮崎県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメハシゴシダ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、サシバ及びフクロウについては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音等により営巣環境が質的に変化するおそれがあることから、必要に応じて施工時期の検討等を行うこととしている。ヒメハシゴシダ、ミズマツバ、ミズネコノオ、スズメハコベ及びゴマクサについては、生育環境の一部が改変されるおそれがあることから、必要に応じて移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、起業者は、今後宮崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成28年1月15日に都市計画決定され、令和3年1月18日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、九州東部の広域的な高速交通ネットワークの形成により物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、日南市長を会長とする東九州自動車道建設促進日南・串間・志布志地区協議会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県日南市役所